

相続税の調査の状況（平成29事務年度）について

近年、相続税の基礎控除額の減少に伴い申告件数が増加するなかで、税務調査が気になるというご相談をよくいただきます。そこで今号は国税庁より平成29事務年度に実施した相続税の実地調査の状況等をご紹介します。

1. 相続税の調査実績

項目		事務年度			
		平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	12,116件	12,576件	103.8%	
②	申告漏れ等の非違件数	9,930件	10,571件	106.0%	
③	非違割合(②/①)	82.0%	83.7%	+1.7%	
④	重加算税賦課件数	1,300件	1,504件	115.7%	
⑤	重加算税賦課割合(④/②)	13.1%	14.3%	+1.2%	
⑥	申告漏れ課税価格	3,295億円	3,523億円	106.9%	
⑦	⑥のうち重加算税賦課対象	540億円	576億円	106.7%	
⑧	追徴税額	本税	616億円	676億円	109.7%
⑨		加算税	101億円	107億円	106.7%
⑩		合計	716億円	783億円	109.3%
⑪	実地調査	申告漏れ課税価格(⑥/①)	2,720万円	2,801万円	103.0%
⑫	1件当たり	追徴税額(⑩/①)	591万円	623万円	105.3%

相続税の税務調査ですが、調査を受けた場合83.7%が修正申告となっていることが分かります。

2. 調査実績に係る申告漏れ財産の内訳

相続税調査実績によれば、申告漏れ財産のうち、**現預金及び有価証券が占める割合は49.3%**となっています。このことから、相続税の税務調査は金融資産が中心であることが分かります。特に、**家族名義の預貯金や株式(名義預金等)**を被相続人の財産として課税されるケースが多いものと思われます。

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金	その他	合計
財産額：億円	410	62	527	1,183	1,289	3,470
(構成比：%)	(11.8)	(1.8)	(15.2)	(34.1)	(37.1)	(100)

3. 海外資産関連事案に係る調査実績

上記の他にも、国税庁は海外資産関連事案等についても調査実績を公表しています。海外資産関連事案とは、次のいずれかに該当する事案をいいます。

- ①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの
- ②相続人、受遺者または被相続人が日本国外に居住する者であるもの
- ③海外資産等に関する資料情報があるもの
- ④外資系金融機関との取引のあるもの等

税務署は納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、平成30年9月に初回交換が行われたCRS情報制度(共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報)などを効果的に活用し、海外資産の把握を積極的に行っています。

CRS情報制度は日本と同時に開始した国(シンガポール、スイスや香港・マカオ他)など、富裕層にとってなじみ深い国々も多数あり、2019年現在、100以上の国・地域がCRSに参加しています。

4. まとめ

上記でも記載したとおり、相続税の調査で発覚する申告漏れ相続財産で一番多いのが、預貯金や株式等の金融資産です。海外資産の調査でも同様に申告漏れ財産は、金融資産が大部分を占めています。被相続人の金融資産を親族が全て把握することは困難であること又名義預金等を相続財産として申告すべきものか判断が難しいことが要因と思われます。

(担当：井津上 栄台)